

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年11月13日
【中間会計期間】	第67期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
【会社名】	オカダアイヨン株式会社
【英訳名】	OKADA AIYON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 祐司
【本店の所在の場所】	大阪市港区海岸通4丁目1番18号
【電話番号】	(06)6576-1281
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理部門担当 前西 信男
【最寄りの連絡場所】	大阪市港区海岸通4丁目1番18号
【電話番号】	(06)6576-1281
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理部門担当 前西 信男
【縦覧に供する場所】	オカダアイヨン株式会社 東京本店 (東京都板橋区新河岸2丁目8番25号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第66期 中間連結会計期間	第67期 中間連結会計期間	第66期
会計期間	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高 (千円)	13,067,052	12,890,579	26,582,659
経常利益 (千円)	1,102,317	1,253,005	2,238,375
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	731,326	849,495	1,475,214
中間包括利益又は包括利益 (千円)	1,115,471	721,020	1,774,466
純資産額 (千円)	16,579,915	17,370,848	17,238,918
総資産額 (千円)	35,509,256	36,303,312	35,994,704
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	91.00	105.52	183.46
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	90.70	105.32	182.93
自己資本比率 (%)	46.6	47.8	47.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	342,744	759,657	7,803
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	738,334	1,017,922	1,130,019
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	913,179	45,361	1,482,887
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	4,833,846	4,457,195	4,666,715

(注) 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当中間連結会計期間におけるわが国経済及び世界経済は、米国関税政策や保護主義政策等を巡る先行き不透明感の高まりからやや弱めの景況感となりました。また、引き続き、米国の貿易・関税リスクや資源・エネルギー価格の動向、地政学リスク等、先行きの景気下押し要因が懸念されます。

このような環境のもと、当社グループは長期ビジョン「VISION30」の方針のもと、国内では足許の堅調な解体・インフラ工事需要に対応した増産と生産性向上を軸にした生産体制強化を注力課題として取組み、開拓余力の大きな海外では拠点展開している米国・欧州・アジアでの営業体制強化を図るなど、更なる持続的成長と企業価値向上に注力してまいりました。

その結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高12,890,579千円（前年同期比1.4%減）、営業利益1,250,676千円（前年同期比7.4%増）、経常利益1,253,005千円（前年同期比13.7%増）、親会社株主に帰属する中間純利益849,495千円（前年同期比16.2%増）と前年同期比減収ながら価格改定とコスト削減が寄与し増益を確保いたしました。

当中間連結会計期間のセグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

国内セグメントは、引き続き解体環境アタッチメントを中心に高水準の受注残を維持しており、増産や商材の確保に注力してきましたが、売上高9,813,075千円（前年同期比0.1%減）と減収となりました。機種別には、主力の圧碎機は再開発やビル・工場等の建替等による解体需要が引き続き堅調ではあるものの、工事現場の工期遅れ等による納期ズレや各社ショベルメーカーの販売不振の影響、さらには大阪関西万博開催期間中の解体工事見合せ影響等もあり売上高4,605,909千円（前年同期比0.9%減）となりました。つかみ機は木造解体、災害復興等の需要は引き続き堅調であるものの、全般的には動きが鈍く売上高659,727千円（前年同期比5.9%減）となりました。林業機械も出足が鈍く売上高757,697千円（前年同期比13.8%減）となりましたが、南星機械販売部門との営業統合も2年目に入り販売体制の強化が図れてきております。ケーブルクレーン事業は、再生可能エネルギーとして見直されている水力発電所の改修工事などの受注は順調ながら、工期の関係などから売上高540,346千円（前年同期比4.8%減）となりました。一方、輸入商材の大型環境機械は円安進行による仕入価格の高騰から引き続き販売に苦戦しているものの、入れ替え促進が功を奏し売上高343,117千円（前年同期比33.7%増）となりました。アフタービジネスに関しては、原材料売上は942,845千円（前年同期比3.9%減）と微減になりましたが修理売上高に関しては573,003千円（前年同期比6.2%増）と底堅い伸びとなりました。その結果、セグメント利益は原材料価格の上昇に対応した販売価格の値上げにより利益を維持できたこと及び採算のとれる商製品の販売が寄与した事などから1,065,197千円（前年同期比8.5%増）と増益となりました。

海外セグメントは、売上高3,077,504千円（前年同期比5.2%減）と減収となりました。主力地域の北米に関しては、子会社オカダアメリカでは販売先での在庫調整などによる買い控えの影響は少しずつ回復傾向にあるものの、2022年12月に経営統合したオカダミッドウエスト社での商製品の販売減が響き売上高2,107,467千円（前年同期比11.1%減）となりました。一方、欧州は一昨年後半からの需要の減速影響は受けつつも一部の商品での販売が伸びた事などから売上高534,074千円（前年同期比6.6%増）となりました。アジア地域においては売上高289,094千円（前年同期比6.9%増）となりました。セグメント利益に関してはオカダアメリカでの増収効果や経費の見直し等もあり192,432千円（前年同期比9.3%増）と増益となりました。

## (2) 財政状態の分析

### (資産の部)

当中間連結会計期間末における資産の残高は、36,303,312千円（前連結会計年度末35,994,704千円）となり308,607千円増加しました。受取手形及び売掛金が358,099千円減少しましたが、建設仮勘定が733,060千円増加したことが主な要因です。

### (負債の部)

当中間連結会計期間末における負債の残高は、18,932,463千円（前連結会計年度末18,755,786千円）となり176,677千円増加しました。流動負債のその他が445,168千円、長期借入金が324,448千円それぞれ減少しましたが、短期借入金が885,589千円、1年内返済予定の長期借入金が117,854千円それぞれ増加したことが主な要因です。

### (純資産の部)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、17,370,848千円（前連結会計年度末17,238,918千円）となり131,929千円増加しました。剰余金処分の配当金支払595,513千円を行いましたが、親会社株主に帰属する中間純利益849,495千円を計上したことが主な要因です。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、4,457,195千円（前年同期は4,833,846千円）となりました。

各活動別のキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動の結果得られた資金は759,657千円（前年同期は342,744千円の収入）となりました。これは主に、その他の負債の減少額376,440千円、棚卸資産の増加額350,629千円、法人税等の支払額298,212千円等がありましたが、税金等調整前中間純利益1,253,920千円、減価償却費308,289千円、売上債権の減少額272,858千円等が計上されたことによるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動の結果使用した資金は1,017,922千円（前年同期は738,334千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出961,093千円、定期預金の預入による支出146,850千円等が計上されたことによるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動の結果得られた資金は45,361千円（前年同期は913,179千円の収入）となりました。これは主に、配当金の支払額594,672千円、長期借入金の返済による支出306,594千円等がありましたが、短期借入金の純増加額893,476千円、長期借り入れによる収入100,000千円等が計上されたことによるものであります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

## (5) 研究開発活動

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、101,384千円であります。なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## 3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

###### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,378,700	8,378,700	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株で あります。
計	8,378,700	8,378,700	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	-	8,378,700	-	2,221,123	-	2,171,688

( 5 ) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	580	7.20
岡田 真一郎	大阪府和泉市	342	4.24
極東開発工業株式会社	大阪市中央区淡路町2丁目5番11号	300	3.72
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	242	3.01
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	220	2.73
岡田 町子	大阪市城東区	220	2.73
株式会社ティサク	名古屋市熱田区四番1丁目15番6号	185	2.29
株式会社池崎鉄工所	大阪府岸和田市内畠町2115	180	2.23
萱岡 和夫 成年後見人 田中 吉昭	堺市堺区	174	2.17
株式会社南星	熊本市中央区上通町6番8号	150	1.86
計	-	2,595	32.22

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 580千株

2 2022年4月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2022年4月11日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行を除き、当社として2025年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	220	2.63
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	90	1.08
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	24	0.29
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番2号	77	0.92

3 2022年9月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJ国際投信株式会社が2022年9月12日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行を除き、当社として2025年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	220	2.63
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	88	1.06
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	41	0.49

4 2023年4月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJ国際投信株式会社が2023年4月10日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行を除き、当社として2025年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	220	2.63
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	67	0.81
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	30	0.36

5 2025年2月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、SBIアセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である株式会社SBI証券が2025年2月14日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合 (%)
SBIアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木1丁目6番1号	341	4.07
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	99	1.18

6 2025年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である株式会社三井住友銀行が2025年9月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三井住友銀行を除き、当社として2025年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合 (%)
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー26階	154	1.85
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	242	2.90

#### ( 6 ) 【議決権の状況】

##### 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 325,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,020,300	80,203	-
単元未満株式	普通株式 33,200	-	-
発行済株式総数	8,378,700	-	-
総株主の議決権	-	80,203	-

( 注 ) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数30個が含まれております。

##### 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
オカダアイヨン(株)	大阪市港区海岸通 4丁目1番18号	325,200	-	325,200	3.88
計	-	325,200	-	325,200	3.88

#### 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

( 1 ) 【中間連結貸借対照表】

( 単位 : 千円 )

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,849,253	4,783,887
受取手形及び売掛金	4,631,883	4,273,783
電子記録債権	859,569	952,440
商品及び製品	8,765,402	8,844,166
仕掛品	406,837	422,204
原材料及び貯蔵品	4,363,832	4,433,082
その他	628,647	554,964
貸倒引当金	1,711	1,570
流動資産合計	24,503,714	24,262,959
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,272,230	4,153,463
機械装置及び運搬具（純額）	674,774	692,717
土地	3,370,379	3,371,443
建設仮勘定	1,069,685	1,802,745
リース資産（純額）	370,821	328,777
その他（純額）	54,004	50,343
有形固定資産合計	9,811,895	10,399,491
無形固定資産		
のれん	135,108	108,271
その他	278,904	283,683
無形固定資産合計	414,012	391,954
投資その他の資産		
投資有価証券	523,395	535,414
長期貸付金	203,850	193,390
繰延税金資産	379,439	385,990
その他	161,273	137,503
貸倒引当金	2,876	3,392
投資その他の資産合計	1,265,081	1,248,906
固定資産合計	11,490,990	12,040,352
<b>資産合計</b>	<b>35,994,704</b>	<b>36,303,312</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	1,610,197	1,560,962
電子記録債務	1,725,485	1,695,950
短期借入金	9,435,492	10,321,082
1年内返済予定の長期借入金	698,188	816,042
未払法人税等	308,171	414,678
賞与引当金	287,256	316,374
役員賞与引当金	53,760	1,800
株主優待引当金	53,452	10,736
その他	1,510,257	1,065,088
流動負債合計	15,682,261	16,202,715
<b>固定負債</b>		
長期借入金	2,332,154	2,007,706
退職給付に係る負債	513,390	529,790
その他	227,979	192,252
固定負債合計	3,073,524	2,729,748
<b>負債合計</b>	<b>18,755,786</b>	<b>18,932,463</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,221,123	2,221,123
資本剰余金	2,290,294	2,294,676
利益剰余金	11,739,015	11,992,997
自己株式	221,221	217,219
株主資本合計	16,029,210	16,291,577
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	202,361	221,970
繰延ヘッジ損益	961	223
為替換算調整勘定	995,858	846,590
その他の包括利益累計額合計	1,197,259	1,068,784
<b>新株予約権</b>	<b>12,448</b>	<b>10,486</b>
<b>純資産合計</b>	<b>17,238,918</b>	<b>17,370,848</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>35,994,704</b>	<b>36,303,312</b>

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	13,067,052	12,890,579
売上原価	9,200,452	8,918,754
売上総利益	3,866,600	3,971,825
販売費及び一般管理費	12,701,622	12,721,148
営業利益	1,164,977	1,250,676
営業外収益		
受取利息	12,917	4,289
受取配当金	11,451	16,407
固定資産売却益	79,997	59,815
貸倒引当金戻入額	82	136
為替差益	-	18,619
持分法による投資利益	959	3,310
その他	17,827	8,245
営業外収益合計	123,236	110,823
営業外費用		
支払利息	79,564	93,036
為替差損	101,102	-
リース解約損	-	10,227
固定資産除売却損	776	5
債権売却損	3,174	3,240
デリバティブ評価損	-	1,531
その他	1,278	453
営業外費用合計	185,896	108,494
経常利益	1,102,317	1,253,005
特別利益		
投資有価証券売却益	-	29,825
受取保険金	-	10,890
特別利益合計	-	40,715
特別損失		
和解金	-	26,000
損害補償金	-	13,800
特別損失合計	-	39,800
税金等調整前中間純利益	1,102,317	1,253,920
法人税等	370,991	404,425
中間純利益	731,326	849,495
非支配株主に帰属する中間純利益	-	-
親会社株主に帰属する中間純利益	731,326	849,495

【中間連結包括利益計算書】

(単位 : 千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	731,326	849,495
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	9,109	19,608
繰延ヘッジ損益	2,799	1,184
為替換算調整勘定	377,835	149,267
その他の包括利益合計	384,145	128,474
中間包括利益	1,115,471	721,020
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,115,471	721,020
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

( 3 ) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

( 単位 : 千円 )

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	1,102,317	1,253,920
減価償却費	292,411	308,289
のれん償却額	23,143	22,027
デリバティブ評価損益( は益 )	6,386	1,531
持分法による投資損益( は益 )	959	3,310
株式報酬費用	3,377	3,342
賞与引当金の増減額( は減少 )	3,488	28,938
役員賞与引当金の増減額( は減少 )	69,740	51,960
貸倒引当金の増減額( は減少 )	471	382
退職給付に係る負債の増減額( は減少 )	20,055	16,399
受取利息及び受取配当金	24,368	20,696
受取保険金	-	10,890
支払利息	79,564	93,036
固定資産除売却損益( は益 )	79,221	59,809
リース解約損	-	10,227
和解金	-	26,000
損害補償金	-	13,800
売上債権の増減額( は増加 )	548,749	272,858
棚卸資産の増減額( は増加 )	617,378	350,629
仕入債務の増減額( は減少 )	46,882	67,268
投資有価証券売却損益( は益 )	-	29,825
その他の資産の増減額( は増加 )	57,501	114,573
その他の負債の増減額( は減少 )	402,422	376,440
その他	71,574	24,600
小計	839,351	1,169,896
利息及び配当金の受取額	23,886	21,336
利息の支払額	81,394	93,320
保険金の受取額	-	7,800
法人税等の支払額	439,098	298,212
その他の支出	-	47,842
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>342,744</b>	<b>759,657</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の売却による収入	-	48,135
有形固定資産の取得による支出	957,578	961,093
有形固定資産の売却による収入	85,583	55,052
無形固定資産の取得による支出	22,176	23,962
定期預金の預入による支出	-	146,850
定期預金の払戻による収入	154,290	-
貸付金の回収による収入	220	10,680
敷金及び保証金の差入による支出	1,100	957
敷金及び保証金の回収による収入	2,428	1,073
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>738,334</b>	<b>1,017,922</b>

( 単位 : 千円 )

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少 )	1,132,380	893,476
長期借り入れによる収入	800,000	100,000
長期借入金の返済による支出	391,184	306,594
ファイナンス・リース債務の返済による支出	66,533	46,850
配当金の支払額	561,366	594,672
自己株式の取得による支出	121	-
ストックオプションの行使による収入	2	2
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>913,179</b>	<b>45,361</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	22,912	3,383
現金及び現金同等物の増減額( は減少 )	540,501	209,519
現金及び現金同等物の期首残高	4,293,344	4,666,715
現金及び現金同等物の中間期末残高	4,833,846	4,457,195

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

該当事項はありません。

( 会計方針の変更 )

該当事項はありません。

( 中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理 )

( 税金費用の計算 )

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

( 中間連結損益計算書関係 )

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料	874,420千円	889,116千円
賞与引当金繰入額	160,546	181,928
退職給付費用	83,689	72,719

2 和解金

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

当社の連結子会社である株式会社南星機械が関わる労災事故に伴う和解金として計上しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	4,858,422千円	4,783,887千円
預入期間が3か月を超える定期預金	24,575	326,692
現金及び現金同等物	4,833,846	4,457,195

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	562,380	70.00	2024年3月31日	2024年6月20日	利益剰余金

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	595,513	74.00	2025年3月31日	2025年6月23日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	中間連結 損益計算書 計上額 (注)2
	国内	海外	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,821,157	3,245,894	13,067,052	-	13,067,052
セグメント間の内部売上高又は振替高	307,362	11,664	319,027	319,027	-
計	10,128,520	3,257,559	13,386,080	319,027	13,067,052
セグメント利益	981,688	175,980	1,157,669	7,307	1,164,977

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額7,307千円は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	中間連結 損益計算書 計上額 (注)2
	国内	海外	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,813,075	3,077,504	12,890,579	-	12,890,579
セグメント間の内部売上高又は振替高	363,431	6,435	369,867	369,867	-
計	10,176,506	3,083,940	13,260,447	369,867	12,890,579
セグメント利益	1,065,197	192,432	1,257,630	6,953	1,250,676

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額6,953千円は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	国内	海外	
一時点で移転される財	9,809,008	3,138,979	12,947,987
一定の期間にわたり移転される財	-	-	-
顧客との契約から生じる収益	9,809,008	3,138,979	12,947,987
その他の収益	12,149	106,915	119,065
外部顧客への売上高	9,821,157	3,245,894	13,067,052

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	国内	海外	
一時点で移転される財	9,788,125	2,983,977	12,772,103
一定の期間にわたり移転される財	-	-	-
顧客との契約から生じる収益	9,788,125	2,983,977	12,772,103
その他の収益	24,949	93,526	118,476
外部顧客への売上高	9,813,075	3,077,504	12,890,579

( 1 株当たり情報 )

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりあります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日 )	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日 )
(1) 1 株当たり中間純利益金額	91円00銭	105円52銭
( 算定上の基礎 )		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(千円)	731,326	849,495
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額(千円)	731,326	849,495
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,036	8,050
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	90円70銭	105円32銭
( 算定上の基礎 )		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	26	15
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当社は、2025年11月13日開催の当社取締役会において、株式会社アドバンテッジパートナーズ（以下「アドバンテッジパートナーズ」といいます。）と事業提携契約を締結することを決議いたしました。また、同日の当社取締役会において、同社がサービスを提供するファンドに対して、第三者割当により発行される第5回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」とい）、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）の募集について決議いたしました。詳細は以下のとおりであります。

（1）アドバンテッジパートナーズとの事業提携の目的とその契約内容

当社グループは、当社、子会社7社及び関連会社1社により構成されており、圧碎機、油圧ブレーカ等の建機アタッチメント、廃木材処理機等の環境関連機器及び林業・金属リサイクル機械の開発・製造・販売・メンテナンス、並びにケーブルクレーンの設計・施工・運用管理等の事業で構成され事業の発展に寄与しております。

当社グループは、1.社会に存在価値ある会社、2.会社に存在価値ある部門、3.部門に存在価値ある個人、及び4.向上的矢印で確実な前進を経営理念とし、事業を通じてその実現に向けて取り組んでおります。特に、主力事業の解体環境アタッチメント事業においては、油圧ショベルやクレーン等の建設機械の先端に装着し、ビル、マンション、公共建物等のコンクリート建造物の解体工事や碎石・土木工事、建築廃材やスクラップ等の再利用のための搬送、分別処理等に使用される製品の製造及び販売を行っているところ、わが国では戦後の高度成長期以降に建てられたコンクリート建造物が順次解体対象に入ってきており、茲許の都市再開発の動きやインフラ再整備など、国内での解体環境アタッチメント事業は順調に伸長しており当社グループの業績の発展に寄与してきました。

こうした状況の中、当社は、更なる成長のために、2030年までの中長期経営計画「VISION 30」を2021年5月に策定し、国内外で堅調な需要を背景に、国内では、営業体制の見直しや増産体制・生産性の向上により、海外では、米・欧・アジアへの人材と商材の戦略投入により、バリューチェーンの更なる強化を図ることとしてあります。また、ESG経営の推進やシステム・DXインフラの整備などの業務改革により、持続的成長を支える経営基盤強化を図るとともに、ダイバーシティや働き方改革の推進、人事制度見直しにより「働きやすい、働きたくない、働きがいのある」会社の実現を目指しております。

当社は、「VISION 30」及びその実行計画である3ヵ年計画「ローリングプランFY2025～FY2027」のもと、国内の堅調な解体需要への対応としてユーザー目線の製品開発とアフターメンテナンス体制の整備等を行うことにより、国内トップメーカーとしての地位を堅持しております。一方で国内事業よりもマーケットが大きく成長の伸びしろの大きな海外事業に関しては、これまでM&A等も行い業績の拡大を図ってまいりましたが、営業体制強化、ひいては市場シェアの拡大という点においては道半ばの状態であり、今後の大きな課題となっております。

また、国内外の建設現場においても、最近は人手不足に対応した省力化対応の他、安全性向上、環境負荷低減、IoTの活用等の幅広いニーズに対応した新製品開発が求められており、次期「ローリングプラン」策定に際し、事業全体のプラッシュアップが喫緊の課題となっております。

このような状況の下、当社は、本日付で公表した「第三者割当により発行される第5回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」のとおり、資金調達に加えて、アドバンテッジパートナーズの豊富なコンサルティング実績に加えて、当社が認識している経営課題に取り組むにあたり、成長戦略の策定や具体的戦略を推進するプロジェクトの構築・運営、M&Aの候補先の発掘等についての高度な経営支援を受けることができ、当社の企業価値の向上を図ることが可能であると考えられる事業提携先として、複数の上場会社への戦略的なアドバイスの提供実績があるアドバンテッジパートナーズを選定いたしました。当社は、アドバンテッジパートナーズグループが出資するファンドに対して、第5回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行する予定であり、アドバンテッジパートナーズとの間で、本日付で事業提携契約を締結することいたしました。当社は、アドバンテッジパートナーズから受けるノウハウを活用することにより、企業価値向上のための諸施策の検討と着実な実行を積極的に推進してまいります。

(2) 新株予約権・無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

(a) 第5回新株予約権

(1) 割 当 日	2025年12月10日 本引受契約（以下に定義する。）において、割当予定先は、払込期日に、本引受契約に定める条件を充足することを前提として発行価額の総額を払い込むことを合意いたします。
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	11,040個（本新株予約権1個当たり100円）
(3) 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	総額1,104,000円
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	・当初行使価額（2,038円）における潜在株式数：1,104,000株 ・下限行使価額（1,700円）における潜在株式数：1,104,000株
(5) 調 達 資 金 の 額	2,251,056,000円（注） (内訳) 本新株予約権発行分 1,104,000円 本新株予約権行使分 2,249,952,000円
(6) 行 使 価 額	1株当たり2,038円 2026年4月30日、2027年4月30日及び2028年4月30日（以下、個別に又は総称して「修正日」といいます。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」といいます。）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」とは、1,700円とする。
(7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項 記載の資本金等増加限度額から本項 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(8) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法による。
(9) 割 当 予 定 先	PSPI III S1, L.P.

(10) その他の	<p>当社は、PSPI III S1, L.P.（以下「割当予定先」といいます。）との間で、本日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結いたします。本引受契約において、以下の内容を含む事項が定められます。なお、本新株予約権を割当予定先に割り当てる日は2025年12月10日とします。</p> <p>(i) 割当予定先は、2025年12月11日から2026年6月10日までの期間は、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権行使しません。</p> <p>(ii) (i)にかかわらず、本新株予約権付社債に係る発行要項に規定する繰上償還事由に該当する場合、本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていなかったことが判明した場合、当社が割当予定先による本新株予約権及び本転換社債型新株予約権行使することに合意した場合、東京証券取引所における当社普通株式の取引が5取引日以上の期間にわたって停止された場合、当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に重大な点において違反した場合、又は当社が有価証券報告書又は半期報告書を適法に提出しなかった場合には、割当予定先は、その後いつでも本新株予約権行使できます。</p> <p>(iii) 割当予定先は、本新株予約権及び本新株予約権付社債行使又は転換することにより交付を受ける発行会社の株式を取引所金融商品市場外取引（但し、PTS取引及び立会外取引等売却先を特定できない取引は除きます。）において譲渡する場合、当社の事前の書面による承諾なく、本契約に別途定める法人その他の団体に対して譲渡を行わないものとします。(iv) 割当予定先は、本新株予約権及び本新株予約権付社債行使又は転換することにより交付を受ける当社の株式を取引所金融商品市場外取引（但し、公開買付けに対する応募（発行会社が反対の意見表明を行った公開買付けに対する応募は除きます。）、公開買付けに係るスクイーズアウトにおける売却、並びにPTS取引及び立会外取引等売却先を特定できない取引は除きます。）において譲渡しようとする場合には、当該譲渡の譲渡先について、実務上可能な範囲で当社と誠実に協議の上、決定するものとします（但し、割当予定先が、本新株予約権及び本新株予約権付社債行使又は転換することにより交付を受ける当社の株式を譲渡する義務を法令等に基づき負う場合には、この限りではありません。）。</p> <p>(v) また、本引受契約において、以下の内容が定められます。</p> <p>・優先交渉権</p> <p>本引受契約において、当社は、払込期日から割当予定先が当社の株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式（以下「株式等」と総称する。）を保有しなくなった日までの間、割当予定先の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、株式等の発行、処分又は付与（以下「発行等」という。）（但し、2017年6月21日開催の第58回定期株主総会において決議された譲渡制限付株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」という。）に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下本項において同じ。）に対して、当社の普通株式を交付する場合（但し、本株式報酬制度について、各事業年度において当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の数の上限、当社の取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額その他の事項に変更があった場合において、当該変更後の本株式報酬制度に基づき発行会社の取締役に対して発行会社の普通株式を交付する場合を除きます。）は、この限りではありません。）を行ってはならない旨、また、払込期日から2030年12月10日又は割当予定先が当社の株式等を保有しなくなった日のいずれか早いまでの間、第三者に対して、株式等の発行等をしようとする場合（但し、本株式報酬制度に基づき、発行会社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、発行会社の普通株式を交付する場合を除きます。）、当該第三者との間で当該株式等の発行等に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行等の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行等する旨の合意いたします。</p>
-----------	--

・本新株予約権の取得請求権

当社が発行する株式について、金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社の株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社の株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社の株式を取得した場合、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の取締役会で承認された場合、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、スケイズアウト事由（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌営業日から起算して5営業日目の日又は上場廃止日のいずれか早い日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額にて、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとします。

「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権の割当日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいいます。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸收分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成、株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続をいいます。

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）が50%超となった場合をいいます。

「スケイズアウト事由」とは、（i）当社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、（ii）当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は（iii）上場廃止を伴う当社の普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいいます。

また、本新株予約権の発行後、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して本新株予約権の行使価額（但し、行使価額が修正又は調整された場合には、当該修正又は調整後の行使価額とします。）の60%（但し、1円未満は切り捨てます。）を下回った場合、いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、払込期日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、本割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとします。）の20%を下回った場合、割当予定先が本新株予約権の行使可能期間の最終日の1か月前の時点で未行使の本新株予約権を有している場合、本事業提携契約が終了した場合、又は東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上の期間にわたって停止された場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して書面で通

	知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌営業日から起算して5営業日目の日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとします。
(11) 資金使途	(a) 具体的な使途 ・事業拡大のための戦略的M & A資金。なお、M & A資金に充当がなされなかった場合においては、グローバル化推進資金又は成長戦略加速資金の追加投資の他、現在構想中の熊本営業所移転新設資金、アイヨンテック朝霞工場の一部建替え資金、本社製造部門建物の建替え資金等の成長投資に充当する予定です。 (b) 金額 2,251百万円

(注)調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

(b) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 社債の名称	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(2) 払込期日	2025年12月10日 本新株予約権付社債を割り当てる日は2025年12月10日とする。 なお、本引受契約において、割当予定先は、払込期日に、本引受契約に定める条件を充足することを前提として発行価額の総額を払い込むことを合意いたします。
(3) 新株予約権の総数	40個
(4) 社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金101.0円 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
(5) 利率(%)	本社債に利息は付さない。
(6) 当該発行による潜在株式数	・当初転換価額(2,038円)における潜在株式数：736,000株 ・下限転換価額(1,700円)における潜在株式数：882,300株
(7) 調達資金の額	1,515,000,000円
(8) 行使価額又は転換価額	1株当たり2,038円 2026年4月30日、2027年4月30日及び2028年4月30日(修正日)において、当該修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(修正日価額)が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以後、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、1,700円とする。
(9) 償還期限	2030年12月10日
(10) 償還の方法	社債の償還の方法及び期限 本社債は、2030年12月10日(償還期限)にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。
(11) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(12) 割当予定先	PSPI III S1, L.P.

(13) その他の	<p>当社は、割当予定先との間で、本日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約（本引受契約）を締結いたします。本契約において、上記「(2)新株予約権・無担保転換社債型新株予約権付社債の発行 (a)第5回新株予約権 (10)その他」に記載の各事項を含む事項が定められます。なお、本転換社債型新株予約権を割当予定先に割り当てる日は2025年12月10日とします。</p> <p>また、本引受契約において、以下の内容が定められる予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優先交渉権</li> </ul> <p>本引受契約において、当社は、払込期日から割当予定先が当社の株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式（以下「株式等」と総称する。）を保有しなくなった日までの間、割当予定先の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、株式等の発行、処分又は付与（以下「発行等」という。）（但し、2017年6月21日開催の第58回定期株主総会において決議された譲渡制限付株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」という。）に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下本項において同じ。）に対して、当社の普通株式を交付する場合（但し、本株式報酬制度について、各事業年度において当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の数の上限、当社の取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額その他の事項に変更があった場合において、当該変更後の本株式報酬制度に基づき発行会社の取締役に対して発行会社の普通株式を交付する場合を除きます。）は、この限りではありません。）を行ってはならない旨、また、払込期日から2030年12月10日又は割当予定先が当社の株式等を保有しなくなった日のいずれか早いまでの間、第三者に対して、株式等の発行等をしようとする場合（但し、本株式報酬制度に基づき、発行会社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、発行会社の普通株式を交付する場合を除きます。）、当該第三者との間で当該株式等の発行等に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行等の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受けの意向の有無を確認するものとし、割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行等する旨の合意いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権付社債の繰上償還請求権について</li> </ul> <p>本新株予約権付社債の発行要項の定めにかかわらず、本引受契約に定める一定の場合には、割当予定先は、いつでもその選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を買入日として、その保有する本新株予約権付社債のうち当該通知において指定する金額の本新株予約権付社債を、金100円につき100円で買い入れることを、当社に対して請求する権利を有するものとし、かかる請求があった場合、当社は、当該通知日から30日以上60日以内の日を買入日として、当該通知において指定する金額の本新株予約権付社債を、金100円につき100円で買い入れるものとすることを合意いたします。</p>
(14) 資金用途	<p>(a) 具体的な使途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルでの人的資本投資資金</li> <li>・グローバルでのアフターサービス等の強化に向けた設備投資資金</li> </ul> <p>(b) 金額</p> <p>500百万円</p> <p>(a) 具体的な使途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営基盤強化及び事業拡大に伴う人的資本投資資金</li> <li>・省力化、安全性向上、環境負荷低減等幅広いニーズに対応した新製品開発のためのR&amp;D設備投資資金</li> <li>・ソリューション提供のためのソフトウェア開発や経営管理強化に向けたITシステム等へのDX投資資金</li> </ul> <p>(b) 金額</p> <p>1,000百万円</p>

## 2 【その他】

### ハイブリッドバケット製造販売に係る訴訟

当社が製造・販売するハイブリッドバケット(林業機械)における一部の仕様について、松本システムエンジニアリング株式会社より当社に対して、特許侵害訴訟が提起されています。なお、現時点では影響額を合理的に見積ることは困難です。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月13日

オカダアイヨン株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 田 裕  
業務執行社員

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオカダアイヨン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オカダアイヨン株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R L データは期中レビューの対象には含まれておりません。